

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成19年度タクシー借上事務所及び戸田維持出張所
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 北首都国道事務所長 小 口 安 雄 埼玉県草加市花栗3-24-15
契約締結日	平成19年4月2日
契約の相手方の氏名及び住所	埼玉県さいたま市浦和区本太1-14-7 株式会社つばめタクシー
契約金額（消費税及び地方消費税含む）	関東運輸局の認可料金
予定価格（消費税及び地方消費税含む）	非公表
随意契約によることとした理由	本業務は、関東地方整備局・埼玉県庁・埼玉県警・浦和警察署からの復路及び戸田維持出張所管内で運行するものであり、自動車現場や打ち合わせ場所に移動しなければならない緊急時や、連絡車の使用では対応しきれない場合に必要とされる運転業務である。関東地区のタクシー運賃については、関東運輸局の認可運賃及び約款によっている。現在のところ埼玉県東南交通圏においては、運賃及び運送約款は各社とも同一となっており、各事業社間における競争性は存在しない。また、同地区では東京四社営業委員会、東京無線タクシー共同組合のような団体が存在せず、個々のタクシー会社との契約によるほかない。従って、契約対象業者の選定は、上記官公署への利便性、迅速な対応が可能であり乗車が容易であることを考慮することとなる。株式会社つばめタクシーは、上記官公署が所在するさいたま市浦和区に本社があり、保有台数も多く迅速性があることから、最も適した契約の対象といえる。
備 考	

注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。